

第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画の改定について

1 計画改定の趣旨

「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間としています。令和4年度はその中間年に当たるため、内閣府から示された基本指針及び中間見直しの考え方に基づき、事業計画について必要な見直しを行います。

また、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務化されたことを受け、本市においては事業計画を「小田原市子どもの貧困対策推進計画」を包含した計画へと改定します。

あわせて、第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」との整合を図るため、事業計画に位置付けられている個別事業の見直しや事業の追加を行います。

(1) 中間見直しに伴う一部改定について

事業計画の第5章において定めた「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と、それに対する提供体制の「確保の内容」について、実情を踏まえ計画値の一部を改定します。

① 新たな事業の追加

「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」及び「子育て短期支援事業（ショートステイ）」について、市域において令和6年度にサービス提供の目途が立ったことから、当該事業に係る量の見込みと確保の内容（人数）を追加します。

② 現状に即した計画値の改定

「利用者支援事業」のうち「母子保健型」について、令和3年度におだわら子ども若者教育支援センター内に、子育て世代包括支援センター（はっぴい）の分室を開設していることから、令和4年度以降の量の見込みと確保の内容（箇所数）を、現状に合わせて改定します。

(2) 子どもの貧困対策推進に向けた改定について

① 基本目標と基本施策の追加

現行の事業計画では、4つの「基本目標」と7つの「基本施策」を掲げていますが、貧

困対策に係る基本目標として「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の構築」を追加するとともに、基本施策として「子どもの貧困対策の推進」を追加します。

② 小田原市子どもの貧困対策推進計画の追加（章の追加）

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「小田原市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、事業計画の第6章として追加します。

（3） 第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」との整合を図るための主な改定内容

① 新たな事業の追加

現行の事業計画を策定した以降に開始した事業や、今後、計画期間中に開始を見込む事業について、個別事業として追加します。

② 個別事業の統合

現行の事業計画を策定した以降に統合した個別事業について、事業名や事業内容の変更を行います。

③ その他の見直し

個別事業名や記載内容の修正、事業の終了等による削除、事業担当課の変更などといった整理を行います。

2 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（改定素案）

別添のとおり

3 改定時期（案）

令和5年3月